

## 常陸太田市市長交際費の支出に関する要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、市長が行政執行上必要な外部の団体等との交渉に要する経費としての交際費について、支出基準を設け適正な支出に資するために必要な事項を定めるものとする。

### (支出種別及び支出範囲)

第2条 市長交際費は、社会通念上の範囲において支出するものとする。

2 市長交際費の種別及び支出範囲等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 広く市民を対象とした文化又はスポーツ等の行事、記念式典、祝賀会及び壮途祝い等について支出するものとし、金額は10,000円を限度とする。
- (2) 会費 会費を必要とする場合又は飲食を伴う懇談会等について支出するものとする。金額については、指定のあるものについては、会費相当額を、指定のないものについては、原則5,000円又は実費相当額とする。ただし、参加市町村等との均衡を図る場合は、均衡を失しない額とする。
- (3) 弔慰 支出対象者及び金額については、別表「弔慰金等支出表」により支出するものとする。
- (4) 協賛 各種団体の活動の趣旨及び目的に賛同できるものに対し支出するものとし、金額については、原則5,000円又は協賛する市町村との均衡を図る場合は均衡を失しない額とする。
- (5) 見舞 病気見舞いについては、別表「弔慰金等支出表」に掲げる者を対象とし、金額については、10,000円を限度とする。また、交流等のある自治体の罹災見舞いについては、罹災の状況等により社会通念上の範囲において決定するものとする。
- (6) 渉外 市政運営上必要な外部機関との交渉、表敬等の交際において必要な物品の購入費用を支出するものとする。金額は、社会通念上認められる範囲の額とする。

### (その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

## 別 表

## 弔慰金等支出表

弔慰金・見舞金支出対象者		弔慰金額	供物	見舞金額
国会議員・県議会議員	現職	10,000 円以内	供花 1 基	10,000 円以内
	元職	10,000 円以内	—	—
市議会議員	現職	10,000 円以内	供花 1 基	10,000 円以内
	元職	10,000 円以内	—	—
常勤特別職	現職	10,000 円以内	供花 1 基	10,000 円以内
	元職	10,000 円以内	—	—
行政委員会委員	現職	10,000 円以内	—	10,000 円以内
	元職	10,000 円以内	—	—
その他	市の発展に大きな貢献をした場合等で市長が特に必要と認めたとき	社会通念上、認められる範囲の額		10,000 円以内